

平成18年 6月27日

株 主 各 位

愛知県岡崎市橋目町字御茶屋 1 番地

**フタバ産業株式会社**

取締役社長 小 塚 逸 夫

## 第92回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第92回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項
1. 第92期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。
  2. 第92期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案

第92期利益処分案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末の株主配当金は1株につき13円（普通配当12円、記念配当1円）と決定いたしました。これにより、中間配当金を含めました当期の株主配当金は、1株につき26円（普通配当24円、記念配当2円）となります。

#### 第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の内容は、2頁から9頁までに記載のとおりであります。

#### 第3号議案

取締役15名選任の件

本件は、原案のとおり取締役に小塚逸夫、佐藤典秀、伊藤舜朗、高坂 修、寺田武久、中村紘一、富田正夫、竹内征洋、大瀨 哲、花井徹生、七原直久、市川康夫、石川眞澄の13氏が再選され、新たに神谷昭好、北川淳治の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

- 第4号議案 監査役1名選任の件  
本件は、原案のとおり監査役に田村幸雄氏が補欠選任され、就任いたしました。
- 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件  
本件は、原案のとおり退任監査役渡辺徹男氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以上

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、フタバ産業株式会社と称し、英文ではFUTABA INDUSTRIAL CO.,LTD.と表示する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 輸送用機器、電気機器、事務用機器、その他の金属製品ならびにこれらの部品および理化学工業品の製造販売。</p> <p>(2) 前号に付帯関連する一切の業務。</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 輸送用機器、電気機器、事務用機器、その他の金属製品ならびにこれらの部品および理化学工業品の製造販売</p> <p>(2) 前号に付帯関連する一切の業務</p>
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を愛知県岡崎市に置く。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(機 関) 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞および中部経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および中部経済新聞に掲載して行う。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)  <u>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、2 億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)  <u>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2 億株とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行)  <u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(自己株式の取得)  <u>第 6 条 当社は、商法第 211 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)  <u>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。</u>  2. 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)の数を表示した株券については、株式取扱規則に定める場合を除き、発行しない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)  <u>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</u>  2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)  <u>第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利  (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利  (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利  (4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(単元未満株式の買増し)  <u>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>(単元未満株式の買増し)  <u>第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(基準日)  <u>第9条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  <u>2. 前項のほか、必要のある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(名義書換代理人)  <u>第10条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u>  <u>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u>  <u>3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)  <u>第11条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u>  <u>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>  <u>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)  <u>第11条</u> 当社の株券の種類および株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱ならびに手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)  <u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第3章 株主総会  (招集の時期)  <u>第12条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p>	<p>第3章 株主総会  (招集)  <u>第13条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)  <u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(議長)  <u>第13条</u> 株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれにあたる。</u>  <u>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがって、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(招集権者および議長)  <u>第15条</u> 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>  <u>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法)  <u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。  2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これ</u>を行う。</p>	<p>(決議の方法)  <u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)  <u>第15条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに<u>当会社に提出</u>しなければならない。  (2項を新設)</p>	<p>(議決権の代理行使)  <u>第18条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その</u>議決権を行使することができる。  2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を<u>当会社に提出</u>しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会  (取締役の員数)  <u>第16条</u> 当会社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会  (員数)  <u>第19条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任)  <u>第17条</u> 取締役は、株主総会において選任する。  2. 取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これ</u>を行う。  3. 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)  <u>第20条</u> (現行どおり)  2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)  <u>第18条</u> 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。  2. 増員または補欠のため就任した取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。</p>	<p>(任期)  <u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (2項を削除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(代表取締役等)  <u>第19条</u> 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。  2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、その他の役付取締役若干名を定めることができる。  3. 取締役会の決議により、相談役を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役等)  <u>第22条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、その他の役付取締役若干名を定めることができる。  3. 取締役会は、その決議によって相談役を定めることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)  <u>第23条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)  <u>第20条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。  (2項を新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)  <u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2. 取締役および各監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)  <u>第25条</u> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会規則)  <u>第21条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則)  <u>第26条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等)  <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)  <u>第22条</u> 当社は、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、<u>取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)  <u>第28条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
( 2 項を新設 )	2. 当会社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 ( 監査役の員数 ) 第23条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 ( 員 数 ) 第29条 ( 現行どおり )</p>
<p>( 監査役の選任 ) 第24条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行</u>う。</p>	<p>( 選任方法 ) 第30条 ( 現行どおり ) 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行</u>う。</p>
<p>( 監査役の任期 ) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. 補欠のため就任した監査役の任期は、<u>前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>( 任 期 ) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>( 常勤監査役 ) 第26条 監査役は、<u>互選により常勤監査役を定める。</u></p>	<p>( 常勤の監査役 ) 第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>( 監査役会の招集通知 ) 第27条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</u>  ( 2 項を新設 )</p>	<p>( 監査役会の招集通知 ) 第33条 監査役会の招集通知は、<u>会日の4日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>( 監査役会規則 ) 第28条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>( 監査役会規則 ) 第34条 ( 現行どおり )</p>
( 新設 )	<p>( 報酬等 ) 第35条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(監査役の責任免除)  <u>第29条</u> 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。  (2項を新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)  <u>第36条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
(新設)	<p><u>第6章 会計監査人</u>  (選任方法)  <u>第37条</u> 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
(新設)	<p>(任期)  <u>第38条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  <u>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
(新設)	<p>(会計監査人の責任免除)  <u>第39条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p><u>第6章 計算</u>  (営業年度および決算期)  <u>第30条</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p><u>第7章 計算</u>  (事業年度)  <u>第40条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)  <u>第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>(配当金等)  <u>第31条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</u>  2. <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という。)をすることができる。</u>  3. <u>未払の利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)  <u>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>  2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>  3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金等の除斥期間)  <u>第32条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)  <u>第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

本總會終了後開催の取締役会において、役付取締役として取締役社長に小塚逸夫、専務取締役に佐藤典秀、伊藤舜朗、高坂 修、常務取締役に寺田武久、中村紘一、富田正夫、竹内征洋、大瀨 哲の諸氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

なお、代表取締役として取締役社長小塚逸夫氏が選定され、就任いたしました。

また、本總會終了後開催の監査役会の決議により、常勤監査役に田村幸雄氏が選定され、就任いたしました。

当社役員の新陣容は次のとおりであります。

取締役社長 (代表取締役)	小 塚 逸 夫	取 締 役	市 川 康 夫
専務取締役	佐 藤 典 秀	取 締 役	石 川 眞 澄
専務取締役	伊 藤 舜 朗	取 締 役	神 谷 昭 好
専務取締役	高 坂 修	取 締 役	北 川 淳 治
常務取締役	寺 田 武 久		
常務取締役	中 村 紘 一	常 勤 監 査 役	田 村 幸 雄
常務取締役	富 田 正 夫	監 査 役	伊 奈 功 一
常務取締役	竹 内 征 洋	監 査 役	今 枝 稔
常務取締役	大 瀨 哲	監 査 役	青 木 勇 作
取 締 役	七 原 直 久	監 査 役	本 村 博 志
取 締 役	花 井 徹 生		

以 上

---

## 株主配当金のお支払いについて

第92期株主配当金（1株につき13円）は、6月28日(水)から下記のとおりお支払い申しあげます。

- (1) 金融機関振込ご指定の方は、同封の「配当金計算書」および「お振込先について」のとおり、ご指定の口座にお振込みいたしますので、ご確認ください。
- (2) 金融機関振込を指定されていない方は、平成18年6月28日から平成18年7月31日までの間に、同封の「郵便振替支払通知書」により最寄りの郵便局でお受け取りください。